

令和5年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
①職員問題		
1 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。	現下の厳しい行財政状況のもと、市民サービスの向上及び緊急時における対応において、効率化、合理化といった内容は避けて通れない状況にあります。職員の適正な採用及び配置に向けて、今後とも努力いたします。	人事課
2 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの原因を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。	育児や介護など、時間に制約のある職員もいることから、そのような状況であっても、管理職を目指す勤務体制の整備を行うとともに、キャリアデザイン研修を実施し、管理職への登用を促進するよう努めてまいります。	人事課
3 大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本語が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。	これまでから、市庁舎内で外国語対応が可能な職員を配置しており、今後必要に応じて応援を要請する等、適切に対応してまいります。	人事課
②子ども・シングルマザー等貧困対策関係		
4 こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。	ヤングケアラー支援を検討するため、令和4年度に市内の支援者を対象とした実態調査を実施した結果、ヤングケアラーの専門窓口及び支援者間連携の充実が必要であるとの意見が多かったことから、今年度よりこども政策課内にヤングケアラー専門窓口を設置した他、スムーズな支援者連携が可能になるようヤングケアラーコーディネーターを配置しました。今後は、ヤングケアラーの相談を受ける中で、新たな支援サービスを検討してまいります。	こども政策課

令和5年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
<p>5 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。</p>	<p>窓口での一部負担金につきましては、受益と負担の適正化を図り、一定の負担をしていただくことで持続可能な制度とするため大阪府が導入したものであり、府内共通の制度として実施していることから、各市町村との整合性を図る上からも必要な制度であると考えております。 また、入院時食事療養費につきましては、大阪府が平成25年度にひとり親医療費助成、平成27年度に子ども医療費助成を廃止しましたが、本市では、子育て支援の一環で子ども医療費助成のみ実施してきました。しかしながら、自宅で療養している子どもとの公平性の観点や、対象年齢拡充に伴う経費増に鑑み、令和3年10月1日から助成対象外としております。 現在のところ市独自の妊産婦医療費助成制度創設の考えはありません。</p>	<p>こども政策課 子育て支援課</p>
<p>6 コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。</p>	<p>公的な施設や学校の空き教室の無料貸出しにつきましては、現段階では考えておりません。 地域で活動する子ども食堂やフードパントリー事業とは適宜連携をしており、地域で活動する団体から行政に対し困窮世帯の支援依頼があり支援を開始する事例も多数あります。また「くらしサポートセンターあすてっふ茨木」では、困窮世帯に対しフードバンクによる食糧支援を行っております。 市内の子ども食堂はすべて民間の団体等が自主的に様々な特色をもって実施しており、その中には長期休暇中に昼食支援を実施している団体もございます。そのため、本市として事業化は検討しておりませんが、団体等の運営の安定化を図るため、子どもに家庭的な雰囲気のある食事並びに学習及び交流の場を提供することも食堂を運営する事業に対し、1回実施するごとに2,000円の報償金（1年度当たり96回を上限とする）を給付しております。あわせて、今年度から子ども食堂に気軽に寄付できるシステムを実施する予定としております。</p>	<p>福祉総合相談課 こども政策課 学校教育推進課</p>
<p>7 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</p>	<p>小学校給食は全校自校式による完全給食を、中学校給食は現在、選択制のデリバリー方式による完全給食を実施しており、令和7年に、全員喫食によるセンター方式による完全給食を実施予定です。 令和5年度は、物価高騰による保護者の経済的負担軽減のため、小学校給食費を無償化いたしました。現時点では本市独自で恒常的に無償とする考えはありません。保育所・こども園・幼稚園の食材料費につきましては、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者に負担していただくことが原則であると考えております。</p>	<p>学務課 保育幼稚園事業課</p>

令和5年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
<p>8 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。</p>	<p>児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところでありますが、児童扶養手当の事実婚やDV等の支給要件の確認に際しては、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行っているところであります。 また、児童扶養手当申請時や現況届出時に、ひとり親の施策案内等を配付または配架し、ひとり親家庭に最新かつ正確な情報の提供を行っております。 さらに、外国語の対応につきましては、英語に精通した職員が配属されていることから、問題なく対応できております。</p>	<p>こども政策課</p>
<p>9 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。</p>	<p>学校保健安全法施行規則に基づき、各校で歯科検診の結果を保護者あてに通知し、未処置歯等の状況を把握するとともに、治療を要する児童生徒の保護者には受診勧奨を行い、受診結果を管理しており、現在のところは、教育委員会で調査、把握を行う考えはありません。 第3者による付き添い受診については、本人のニーズによりスクールソーシャルワーカーが同行支援をしている場合がありますが、現在のところは制度化する考えはありません。</p>	<p>学務課 学校教育推進課</p>
<p>10 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。</p>	<p>給食後の歯みがきについては、過去より学校ごとに取り組んでいますが、各種感染症の拡大防止の観点から取組を控えている学校もあります。またフッ化物洗口については、現在のところは実施する考えはありません。</p>	<p>学務課</p>
<p>11 障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。</p>	<p>障害者福祉のてびきの冊子に障害者(児)歯科保健診療施設一覧を掲載し周知しております。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>12 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。</p>	<p>公営住宅の管理状況といたしましては、203戸を管理しており、令和5年6月末現在、空家は63戸であります。 空家の目的外使用による貸し出しにつきましては、公営住宅法に定められた社会福祉事業等に該当する場合、条例等に基づく許可により目的外使用が可能となりますが、具体的にご相談をいただいた事例はなく、対応実績はございません。今後も新規入居募集等の状況を勘案しつつ、目的外使用についても研究してまいります。</p>	<p>建築課</p>
<p>③医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含む) 新型コロナ対策について</p>		

令和5年度 社会保障に関する要望書

要望事項		回答	担当課
13	厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。	大阪府では、新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症に備え、保健所機能の強化などに取り組まれているものと考えておりますが、今後も引き続き、必要に応じて府市長会等を通じ要望を行ってまいります。	健康づくり課
14	移行期間終了後（9月以降）の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。	大阪府が、地域の医療機関の入院調整に関する取組を実施するものと捉えておりますが、今後も、必要に応じ市の考えを伝えてまいります。	健康づくり課
15	5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。	現在のところ、本市独自で当該支援を行う予定はありません。	健康づくり課
老人医療費助成制度について			
16	昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も引上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための各種制度改正であると認識しており、独自制度を創設する考えはございません。	保険年金課
健康保険証とマイナンバーカードの1本化について			
17	国は健康保険証を廃止してとマイナンバーカード1本化法が審議されている（5月16日現在）。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。	現段階で国からの具体的な運用方法が示されておりませんが、引き続き国の動向を注視してまいります。	保険年金課
18	地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。	本市はこれまでから市歯科医師会と緊密に連携を図り、健診など様々な口腔保健事業を進めていることから、市保健医療センターに歯科医師を配置する予定はありませんが、日々の市民からの相談や市歯科医師会との調整などのために、歯科衛生士を配置し、専門性の確保に努めているところであります。	健康づくり課
④国民健康保険			

令和5年度 社会保障に関する要望書

要望事項		回答	担当課
19	<p>コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。</p>	<p>府の運営方針において、令和6年度より府内統一保険料とすることが定められており、府と府内市町村が連携し、適切な保険制度の運営に努めてまいります。 こどもの均等割額につきましては、法令等に基づき適切に対応してまいります。</p>	保険年金課
20	<p>国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。</p>	<p>傷病手当につきましては、国から財政支援が終了する旨が通知されたことから、通知を踏まえて適切に対応するとともに、制度化について国に対し意見する考えはございません。 また、減免制度につきましては、納付書発送時に同封しているお知らせに記載するとともに、傷病手当、徴収猶予、一部負担金減免につきましては、広報や市ホームページに掲載し周知に努めております。 国民健康保険の加入・脱退や保険証の再交付申請などはオンライン申請に対応しておりますが、その他につきましては、今後のオンライン化を見据え研究してまいります。</p>	保険年金課
21	<p>マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。</p>	<p>マイナンバーカードを巡る一連の課題は認識しておりますが、現時点において本市では、保険資格の紐づけ誤り等は発生しておらず、今後も適切な運用に努めてまいります。</p>	保険年金課
22	<p>国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。</p>	<p>保険料の納付方法に関する案内や、加入・脱退時の届出書の記入見本など既に外国語に対応しているものもございます。今後もできる限り適切な対応に努めてまいります。</p>	保険年金課
⑤特定健診・がん検診・歯科健診等			
23	<p>特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。</p>	<p>これまでの医療機関等での実施に加え、市内3圏域（東・西・南圏域）の地区保健福祉センターにおいて新たに特定健診・各種がん検診を実施し、受診される方の利便性の向上を図り、多様な受診機会を提供することに努めております。 地域を限定した受診勧奨やその後の保健師によるフォローアップを実施するなど、より地域に密着した健康づくりの取組を進めるとともに、受診率向上につながる取組を進めております。 また、市ホームページによる外国語表記や窓口での応対など適切な対応に努めておりますが、より丁寧で分かりやすい案内方法について研究してまいります。</p>	健康づくり課

令和5年度 社会保障に関する要望書

要望事項	回答	担当課
<p>24 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法（2011年施行）では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。</p>	<p>住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるため「健康いばらき21・食育推進計画」において「歯と口の健康」を掲げており、条例等を策定する予定はありません。                  国が骨太の方針2023におきまして、生涯を通じた歯科健診（国民皆健診）の具体的な検討が明記されております。具体的な工程など、詳細は今後国から示される予定ですので、国の動向を注視しながら、適切な対応に努めてまいります。                  本市においては、歯科健診の受診者数は府内でも上位にあります。また、訪問歯科健診については、令和4年度から通年実施しているところですが、国の国民皆健診の動向も踏まえつつ、より効果的な取組を検討してまいります。なお、健診にかかる自己負担は、受益者負担の立場から、無料にする考えはありません。ただし70歳以上、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方などは、無料で受診できるよう対応しております。                  特定健診の項目は国で定められた統一的な健診であるため、歯科健診を追加する予定はありません。</p>	<p>健康づくり課</p>
<p>⑥介護保険・高齢者施策</p>		
<p>25 第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあつては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。</p>	<p>介護保険料は、負担能力に応じて設定されており、本市の介護保険料についても、基金等を活用し、適正に設定したものであると考えております。一般会計からの繰り入れは考えておりません。また、本市において基金は適正に積立しております。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>26 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。</p>	<p>低所得者に対する軽減措置の実施は、国の特別対策により実施されており、独自の減免制度について検討する予定はございません。ただし、対象者の拡大については大阪府市長会を通じて国へ要望しております。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>27 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>	<p>社会福祉法人等による減免措置など低所得者に対する介護サービス軽減措置はすでに行っているため、利用料を無料とする制度の創設は考えておりません。また、介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）など自治体独自の減免措置を実施する予定もございません。</p>	<p>長寿介護課</p>

令和5年度 社会保障に関する要望書

	要望事項	回答	担当課
28	<p>総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について</p> <p>イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p> <p>ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。</p> <p>ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。</p>	<p>イ サービスの利用につきましては、適切なケアマネジメントを通じて利用者の状態に応じたサービスを提案し、本人が選択することとなっています。 また、認定有効期間終了の60日前には案内を送付するなど必要な方には認定申請を受け付けております。</p> <p>ロ 国の報酬改定等の動向を注視し、近隣市の状況等を勘案しながら、サービスの単価を設定しています。</p> <p>ハ 介護サービスの利用につきましては、適切なケアマネジメントを通じて、必要なサービスが過不足なく提供できるよう、支援して参ります。</p>	イ・ロ長寿介護課 ハ福祉総合相談課
29	<p>保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	<p>サービスの利用については、適切なケアマネジメントを通じて、必要なサービスが過不足なく提供できるよう努めます。</p>	長寿介護課
30	<p>高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによりかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。</p>	<p>実態調査は考えておりません。 民生委員・児童委員、地域包括支援センターや事業所等を通じて、熱中症予防に関する知識の普及・啓発を行うほか、熱中症のリスクの高い方には、クーラー利用等の声掛け等を行ってまいります。 熱中症予防策については、市ホームページで周知を図っているところで、熱中症予防シェルター（開放公共施設）への介助については、特に対策を立てる予定はありません。</p>	福祉総合相談課 地域福祉課 長寿介護課
31	<p>電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。</p>	<p>当市独自の電気料補助制度の創設の考えはありません。 生活困窮者に対しては「くらしサポートセンターあすてっぶ茨木」等において個別にお困りごとを伺い、利用可能な給付制度の案内及び申請手続きのサポートを行っております。</p>	福祉総合相談課
32	<p>入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>	<p>第8期介護保険事業計画において、年次的に、また圏域ごとに地域密着型介護老人福祉施設を2か所の整備を、また施設に近い居住系サービスとして、認知症グループホーム4か所を整備する予定としています。</p>	長寿介護課

令和5年度 社会保障に関する要望書

要望事項		回答	担当課
33	介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。	市内における介護人材を量および質の両面から支援するため、本市独自の介護人材確保事業を実施しております。また、国へは、予てより、介護従事者の処遇改善のため、介護処遇改善交付金の拡充を要望しているところです。	長寿介護課
34	軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。	市独自の助成制度創設の考えはありません。大阪府課長会等を通じて、国へ制度創設を要望しております。	長寿介護課
35	介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。	国の動向を注視し、適切に対応してまいります。	長寿介護課
⑦障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療			
36	障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。	関係法令等に基づき、適切に運用しております。	障害福祉課
37	日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。	法の原則を踏まえ、本市では、65歳到達にあたり介護保険への申請勧奨を行うとともに、未申請の際には、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけております。支給決定については、関係法令等に基づき、適切に決定しております。	障害福祉課
38	2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和5年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。	関係法令等に基づき、適切に運用しております。	障害福祉課
39	介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。	関係法令等に基づき、適切に運用しております。	障害福祉課

令和5年度 社会保障に関する要望書

要望事項		回答	担当課
40	介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。	介護保険サービスの適用関係については、「茨木市障害福祉サービス等支給決定基準」に記載し、市ホームページに掲載しております。	障害福祉課
41	介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること	現在のところ当該事項について国に求める考えはありません。	障害福祉課
42	介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること	現在のところ当該事項について国に求める考えはありません。	障害福祉課
43	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	総合事業においても、これまで同様に対象者の状態に応じた適切なサービスを提供してまいります。	長寿介護課
44	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	障害者の福祉サービスについては、関係法令等に基づき利用者負担額の決定を行います。障害福祉サービスの負担上限月額障害者総合支援法施行令に規定されております。非課税世帯の負担上限月額は無料です。介護サービスを一律に無料にする考えはございません。	障害福祉課 長寿介護課
45	2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。	持続可能な制度を構築するため、受益と負担の適正化を図ることを目的としたものであり、必要な改正であると考えています。自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設をする考えはありません。	障害福祉課
⑧生活保護			
46	コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。	扶養照会につきましては、生活保護法第4条に定める保護の補足性の原理により、扶養は保護に優先するものと定められております。ただし、虐待や交流状況等の個別の事情によっては扶養照会を行わない等、国の通知に基づき適切に対応しております。また、相談に来られた方が明確に保護の申請意志を表明された場合には、個別の状況に関わらず申請を受理しております。2022年度の扶養照会件数につきましては、753件、うち扶養に結びついた件数は、継続ケースで精神的扶養が72件、金銭的扶養が5件となっております。なお、新規ケースについては、集計しておりません。	福祉総合相談課 生活福祉課

令和5年度 社会保障に関する要望書

	要望事項	回答	担当課
47	<p>札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。                      札幌市生活保護ポスター  <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf">https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf</a>                      寝屋川市生活保護チラシ  <a href="http://hogoshinseisodan.pdf(city.neyagawa.osaka.jp)">hogoshinseisodan.pdf(city.neyagawa.osaka.jp)</a></p>	<p>ポスター等の作成は予定しておりませんが、本市ホームページの生活保護の紹介欄や市広報紙において「生活保護の申請は国民の権利です。」と明記し、ためらわずにご相談いただけるよう制度の周知に努めております。</p>	生活福祉課
48	<p>ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p>	<p>福祉専門職の正規採用は検討しておりませんが、職員数につきましては、ケースワーカーの標準数を満たすよう引き続き適正配置に努めてまいります。ケースワーカーの研修につきましては、課内での研修のほか、国や府が開催する研修に参加する等、ケースワーカーの資質向上に取り組んでおります。また、相談窓口において生活保護の申請意思を示された方には申請書を交付しており、申請権を侵害するような対応はしておりません。</p>	生活福祉課
49	<p>シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。</p>	<p>シングルマザーや独身女性の相談者、受給者に対して、担当者が同性でなければ人権侵害であるという認識は特にはございませんが、DV被害を受けている等の特別な配慮が必要な方に対しては、同性職員による訪問や複数人で対応を行う等、状況に応じた配慮を行っております。</p>	生活福祉課
50	<p>自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)</p>	<p>「生活保護のしおり」については、はじめに生活保護は国民の生存権を保障する国の制度であることを記載し、保護の原理・原則、しくみ、開始手続、保護を受けた場合の権利・義務などわかりやすく説明したものを市民の目に触れやすいよう常時カウンターに配架しております。また、相談者に対しては生活状況等をお聞きし、制度内容について丁寧に説明を行い、生活保護の申請意思を有する方に申請書を交付しておりますので、申請書の常時配架は考えておりません。</p>	生活福祉課
51	<p>国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。</p>	<p>原則、医療機関の受診については医療券を交付しておりますが、休日、夜間等の緊急時は「生活保護受給者証」で対応しており、医療証の作成を国に要望する予定はございません。健診受診につきましては、年度当初に対象者の方に受診券を送付するとともに、事前申請を不要とする運用に改め、受診率の向上に向けた取り組みを行っております。</p>	生活福祉課

令和5年度 社会保障に関する要望書

要望事項		回答	担当課
52	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	警察官OBについては、暴力団対策や生活保護の適正実施の観点から、面接相談やケースワーカーの訪問調査活動の補助のため配置しております。また、「適正化」ホットライン等については実施しておりません。	生活福祉課
53	生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。	生活保護基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡を検証したうえで社会保障審議会において決定され、この基準をもとに全国一律の運用がなされておりますことから、引き続き現行の基準を適用してまいります。	生活福祉課
54	住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	住宅扶助の経過措置及び特別基準については、世帯の状況を確認したうえで必要と認められる世帯に適用しております。	生活福祉課
55	医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。	医療扶助については、医療扶助運営要領に基づき適切な運営に努めており、国に要望等を行う予定はありません。	生活福祉課
56	国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	大学生、専門学生については、本来同一世帯員として取り扱うべきところを世帯の将来の自立のために例外的に世帯分離を認めているものであり、進学については世帯の意思を尊重し、状況に応じた世帯の認定・保護の実施を行っております。その取扱いにつきまして、特に国に要望する予定はございません。	生活福祉課
⑨防災関係			
57	災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの洋式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。	体育館の冷暖房につきましては、令和6年度末までに全校設置を完了する目標で進めております。 トイレの洋式化につきましては、順次、計画的に改修を進めております。令和4年度末の洋式化率は48.6%です。	施設課
58	高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。	災害対応は平時から個々の生活状況に応じた備えが必要となるため、高齢者等への特別な支援対策及び住宅管理者に指導・啓発する考えはございません。	長寿介護課 障害福祉課